諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成27年4月28日(平成27年(行個)諮問第81号)

答申日:平成29年10月2日(平成29年度(行個)答申第102号)

事件名:本人が行った労災補償給付請求に係る聴取書の一部開示決定に関する

件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「審査請求人が、平成24年特定月に、労災請求(精神障害)した際の「調査復命書」「実地調査復命書」、当事者すべての「聴取書」、精神科医専門部会の「意見書」、審査官の「決定書」、てんぷ資料を除く」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、岡山労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成26年12月24日付け岡労発基1224第1号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 法14条2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する文書である。
- (2)かつ、法14条3号のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」にも該当する文書である。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法14条2号に基づき、部分開示とした原処 分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

## 2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災補償給付請求について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料 一式である。

## (2) 不開示情報該当性について

法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号6ないし10の不開示部分は、審査請求人以外の住所など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 平成29年8月31日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が、平成24年特定月に、労災請求(精神障害)した際の「調査復命書」「実地調査復命書」、当事者すべての「聴取書」、精神科医専門部会の「意見書」、審査官の「決定書」、てんぷ資料を除く」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求 人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服とし て、特定労働者災害補償保険審査官(以下「労災保険審査官」という。) に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し、原処分前に、 上記労災保険給付に係る審査請求事件について労災保険審査官による決定 がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのこ とであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求 がなされ、審査請求人に対し、原処分前にいわゆる事件プリントの送付が なされ、さらに、労働保険審査会による裁決がなされ、審査請求人に対し て、既に裁決書の送付がなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書、事件プリント及び裁決書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書、事件プリント及び裁決書の内容も踏まえることとする。

## 2 不開示情報該当性について

別表の1欄に掲げる文書6ないし文書10の不開示部分は、それぞれ特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の住所及び誕生月日であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、また、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、同号ただし書口に該当せず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、被聴取者の氏名が原 処分で開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが 妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、 同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

# (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

# 別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 不開示を維持する 部分	4 該当条文 (法14条2号)
1	精神障害の業務起因性 判断のための調査復命 書等	なし	_
2	実地調査復命書	なし	_
3	医学意見を求めるにあ たっての調査復命書	なし	_
4	意見書の提出について	なし	_
5	聴取書①	なし	_
6	聴取書②	不開示部分の全て (「住所」欄の記載, 「生年月日」欄の記載 の不開示部分)	0
7	聴取書③	不開示部分の全て (「住所」欄の記載, 「生年月日」欄の記載 の不開示部分)	0
8	聴取書④	不開示部分の全て (「住所」欄の記載, 「生年月日」欄の記載 の不開示部分)	0
9	聴取書⑤	不開示部分の全て (「住所」欄の記載, 「生年月日」欄の記載 の不開示部分)	0
1 0	聴取書⑥	不開示部分の全て (「住所」欄の記載, 「生年月日」欄の記載 の不開示部分)	0
1 1	審査請求に係る決定書	なし	_